

いるかデイ仙北支援プログラム<放課後等デイサービス・保育所等訪問支援>

1 児童発達支援

(1) 発達支援

ア 本人支援

「本人支援」は、障害のある子どもの発達の側面に着目した、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域の支援内容を、互いの関連性と重なりを意識して支援する。

「本人支援」の目標は、障害のある子どもが、将来、その子どもの可能性を家庭や地域社会での生活で最大限に発揮し、日常生活や社会生活を円滑に営み、喜びと希望と幸せを感じながら生活を送ることができるようにすることである。

(ア) 健康・生活

a ねらい

- (a) 健康状態の維持・改善
- (b) 生活のリズムや生活習慣の形成
- (c) 基本的生活スキルの獲得

b 支援内容

(a) 健康状態の把握・医療的ケア

利用時に、健康状態のチェックと必要な対応を行う。小さなサインから心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行うとともに、保護者、学校等の職員から心身の状況を確認する。利用中に体調の変化がある場合は、個別支援計画に定めた対処を行う。

(b) 健康の増進

睡眠、食事、排泄等の基本的な生活のリズムを身に付けられるよう支援する。健康な生活の基本となる口腔内の清潔を保つことに努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀嚼・嚥下、姿勢保持、自助具等に関する支援を行う。さらに、採光・温度・湿度・空気の清浄、空気の流れ等の環境を整え、病気の予防や安全への配慮を行う。

(c) リハビリテーションの実施

専門職（作業療法士等）により、日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれの子どもに適した身体的、精神的、社会的訓練を行う。

(d) 基本的生活スキルの獲得

身の回りを清潔にし、食事、衣類の着脱、排泄等の生活に必要な基本的技能を獲得できるよう支援する。

(e) 構造化等により生活環境を整える

生活の中で、さまざまな遊びを通して学習できるような環境を整える。

また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化し、生活の流れの見通しが持てるようにする。

(イ) 運動・感覚

a ねらい

- (a) 姿勢と運動・動作の向上
- (b) 姿勢と運動・動作の補助的手段の活用
- (c) 保有する感覚の総合的な活用

b 支援内容

- (a) 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。

- (b) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用

姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。

- (c) 身体の移動能力の向上

自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上のための支援を行う。

- (d) 保有する感覚の活用

保有する視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分に活用できるよう、子どもの発達段階と感覚特性に配慮した活動を通して支援する。

- (e) 感覚の補助及び代行手段の活用

保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう眼鏡や補聴器等の各種の補助機器を活用できるよう支援する。

- (f) 感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）への対応

感覚や認知の特性（感覚の過敏や鈍麻）を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。

(ウ) 認知・行動

a ねらい

- (a) 認知の発達と行動の習得
- (b) 空間・時間、数等の概念形成の習得
- (c) 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得

b 支援内容

- (a) 感覚や認知の活用

視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、必要な情報を収集して認知機能の発達を促すために創作活動や身体を動かす活動を行う。

- (b) 知覚から行動への認知過程の発達

環境から情報を取得し、そこから必要なメッセージを選択し、行動につなげるという一連の認知過程の発達を促すよう、子どもの特性に合った環境調整と関わり方を意識した支援をする。

(c) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成

物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう認知教材等を活用し支援する。

(d) 数量、大小、色等の習得

日常生活場面で、子どもの発達段階に応じて数量、形の大きさ、重さ、色の違い等の習得のための支援を行う。

(e) 認知の偏りへの対応

子どもの認知の特性を把握し、それを踏まえて、子どもが入ってくる情報を適切に処理できるよう環境調整や配慮した関わり方をする。認知の偏り等の個々の特性に配慮して、こだわりや偏食等に対する支援を行う。

(f) 行動障害への予防及び対応

感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防のため生活環境の調整・配慮を行い、適切行動への対応の支援を行う。

(エ) 言語・コミュニケーション

a ねらい

(a) 言語の形成と活用

(b) 言語の受容及び表出

(c) コミュニケーションの基礎的能力の向上

(d) コミュニケーション手段の選択と活用

b 支援内容

(a) 言語の形成と活用

具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつける等により、体系的な言語の習得、自発的な発声を促すよう即時的な職員の関りを意識して支援を行う。

(b) 受容言語と表出言語の支援

具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつける等により、体系的な言語の習得、自発的な発声を促すよう即時的な職員の関りを意識して支援を行う。

(c) 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得

個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、朝の会などで共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。

(d) 指差し、身振り、サイン等の活用

子どもの発達段階に応じて、指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の理解と意思の伝達ができるよう機会が増えるよう支援する。

(e) 読み書き能力の向上のための支援

発達障害の子どもなど、障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。

(f) コミュニケーション機器の活用

子どもの発達段階と特性に応じて、各種の文字・記号、絵カード、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。

(g) 手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用

子どもの発達段階と特性に応じて、手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。

(オ) 人間関係・社会性

a ねらい

(a) 他者との関わり（人間関係）の形成

(b) 自己の理解と行動の調整

(c) 仲間づくりと集団への参加

b 支援内容

(a) アタッチメント（愛着行動）の形成

人との関係を意識し、身近な人と親密な関係を築き、その信頼関係を基盤として、周囲の人と安定した関係を形成するための支援を行う。

(b) 模倣行動の支援

遊び等を通じて人の動きを模倣することや子どもの動きを職員が模倣して遊びに変化させていくことにより、社会性や対人関係の芽生えを支援する。

(c) 感覚運動遊びから象徴遊びへの支援

子どもの発達段階や特性に応じて、感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びへとつながる関わり方を通して、徐々に社会性の発達を支援する。

(d) 一人遊びから協同遊びへの支援

子どもの発達段階や特性に応じて、周囲に子どもや職員がいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、職員が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びへとつながる関わり方を通して、徐々に社会性の発達を支援する。

(e) 自己の理解とコントロールのための支援

子どもの発達段階や特性に応じて、職員を介在して自分のできること、できないことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるように支援する。

(f) 集団への参加への支援

子どもの発達段階や特性に応じて、環境調整や関わり方を配慮して、集団に参加するための手順やルールを理解し、遊びや集団活動に参加できるよう支援する。

イ 移行支援

地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の考え方に立ち、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、障害のある子どもに対する「移行支援」を行うことで、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようになっていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていく。

(ア) ねらい

- a 保育所等への配慮された移行支援
- b 移行先の保育所等との連携（支援内容等の共有や支援方法の伝達）
- c 移行先の保育所等への支援と支援体制の構築
- d 同年代の子どもとの仲間作り

(イ) 支援内容

- a 具体的な移行を想定した子どもの発達の評価
- b 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価
- c 具体的な移行先との調整
- d 家族への情報提供や移行先の見学調整
- e 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達
- f 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達
- g 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整
- h 移行先の受け入れ体制づくりへの協力
- i 相談支援等による移行先への支援
- j 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流

ウ 支援に当たっての配慮事項

障害のある子どもの発達の状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人の子どもの障害種別、障害の特性及び発達の状況に応じた支援を行い、障害種別に応じて、設備・備品への配慮のほか、視覚に障害のある子どもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながら、様々な体験を通して身近な物の存在を知り、興味・関心や意欲を育てていく。ボディイメージを育て、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにする。

聴覚に障害のある子どもに対しては、保有する聴覚や視覚的な情報等を十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進め、言葉を用いて人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる。

知的障害のある子どもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにし、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにする。

発達障害のある子どもに対しては、予定等の見通しをわかりやすくし、感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）に留意し、安心できる環境づくりをし、具体的又は視覚的な手段を用いながら、活動や場面の理解ができるようにすることや、人とかかわる際の具体的な方法や手段を身に付けることができるようにする。

精神的に強い不安や緊張を示す子どもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、情緒の程よい表出を促すとともに、人との関わりを広げていけるようにし、少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意する。

肢体不自由の子どもに対しては、幼児の身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を広げるようにし、興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫する。

病弱・身体虚弱の子どもに対しては、病気の状態等に十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにする。心臓病等により乳幼児期に手術等を受けて、治療過程で運動や日常生活上での様々な制限を受け、同年代の子どもとの関わりが少なくなるなど、学習の基礎となる経験が不足している子どもや、小児慢性特定疾病や難病等の子どもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者の情報を3者で共有しながら支援を行う。

医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもに対しては、心身や健康の状態、病気の状態等を十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにする。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにし、子どもが可能な限り体験的な活動を経験できるように、主治医からの指示・助言や保護者の情報を3者で共有しながら支援を行う。

重症心身障害のある子どもに対しては、重度の知的障害及び重度の肢体不自由があるため、意思表示の困難さに配慮し、子どもの小さなサインを読み取り、興味や関心を持った体験的な活動の積み重ねができるようにし、筋緊張を緩和する環境づくりと、遊び、姿勢管理により、健康状態の維持・改善の支援を行う。

複数の種類の障害を併せ有する子どもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援を行う。

(2) 家族支援

障害のある子どもを育てる家族に対して、障害の特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行う。

保護者が子どもの発達を心配する気持ちを出発点とし、障害があっても子どもの育ちを支えていける気持ちが持てるようになるまでの過程においては、関係者が十分な配慮を行い、日々子どもを育てている保護者の思いを尊重し、保護者に寄り添いながら、子どもの発達支援に沿った支援を行う。

ア ねらい

- (ア) 家族からの相談に対する適切な助言やアタッチメント形成（愛着行動）等の支援
- (イ) 家庭の子育て環境の整備
- (ウ) 関係者・関係機関との連携による支援

イ 支援内容

- (ア) 子どもに関する情報の提供と定期的な支援調整
- (イ) 子育て上の課題の聞きとりと必要な助言
- (ウ) 子どもの発達上の課題についての気づきの促しとその後の支援
- (エ) 子どもを支援する輪を広げるための橋渡し

- (オ) 相談支援専門員との定期的な支援会議や支援計画の調整
- (カ) 関係者・関係機関の連携による支援体制の構築
- (キ) 家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の実施
- (ク) 心理的カウンセリングの実施
- (ケ) 家族の組織化と定期的な面会
- (コ) 兄弟姉妹等の支援

ウ 支援に当たっての配慮事項

家族が安心して子育てを行うことができるよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等を行う。

大きなストレスや負担にさらされている母親が中心となる場合が多いが、父親や兄弟姉妹、さらには祖父母など、家族全体を支援していく。

家族が子どもの障害の特性等を理解していくそのプロセス及び態様が、それぞれの家族で異なることに配慮した支援を行う。

子どもの障害の特性等の理解の前段階としての「気づき」の支援も重要な家族支援の内容として、個別性に配慮して慎重に行う。

家族支援において明らかとなってくる虐待（ネグレクトを含む）の疑いや心理カウンセリングの必要性など、専門的な支援が必要な場合は、関係機関等と連携し適切な対応を行う。

必要に応じて、障害児相談支援事業所、児童発達支援センターや他の児童発達支援事業所、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等を実施する障害福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、児童相談所、専門医療機関、保健所等と緊密な連携を行って実施する。

(3) 地域支援

障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、学校や保育所等の子育て支援機関等の関係機関との連携を進め、地域の子育て環境や支援体制の構築を図るための「地域支援」を行う。

ア ねらい

- (ア) 地域における連携の核としての役割
- (イ) 地域の子育て環境の構築
- (ウ) 地域の支援体制の構築

イ 支援内容

- (ア) 学校、保育所等の子育て支援機関との連携
- (イ) 医療機関、保健所、児童相談所等の専門機関との連携
- (ウ) 児童委員、民生委員等地域の関係者等との連携
- (エ) 地域支援の体制の構築のための会議への参加
- (オ) 個別のケース検討のための会議の開催
- (カ) 盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会等への参加

- (キ) 要保護児童対策地域協議会等への参加
- (ク) 障害児通所支援事業施設等に対する理解促進のための地域集会等への参加
- (ケ) 連携・ネットワークの構成機関としての役割
- (コ) 保育所等訪問支援の実施
- (サ) 障害児等療育支援事業、巡回支援専門員整備事業への協力

ウ 支援に当たっての配慮事項

支援を利用する子どもが、地域で適切な支援を受けられるよう関係機関等と連携し、地域全体の子育て支援力を高めるようネットワークを構築していく。

支援を利用する個々の子どもに対する個別の支援会議から生じた課題等を「盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会」において検討するなど、地域全体の課題として取り組んでいくよう働きかける。

「地域における縦横連携のイメージ」や、都道府県域、障害保健福祉圏域、市町村域等における重層的な地域の支援体制が構築されるよう協力する。

2 その他

- (1) 適用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- (2) 見直し時期 令和7年2月